

【住田町】
端末整備・更新計画

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| ① 児童生徒数 | 213 | 203 | 198 | 198 | 192 |
| ② 予備機を含む 整備上限台数 | 244 | 233 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 整備台数 (予備機除く) | 0 | 203 | 0 | 0 | 0 |
| ④ ③のうち 基金事業によるもの | 0 | 203 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 累積更新率 | 0 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ⑥ 予備機整備台数 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 予備機整備率 | 0 | 13.3 | 0 | 0 | 0 |

確認事項

- ・①の児童生徒数は、町立中学校（1校）及び町立小学校（2校）の児童生徒数の合計である。
- ・予備機については、令和7年度児童生徒数の13.3%。

（端末の整備・更新計画の考え方）

G I G A 第1期で整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過したのちに更新を行うものである。

※第1期整備：令和2年11月

今回整備：令和7年12月

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○基本的な方針

基本的なデータ消去を行った上で、住田町教育委員会及び住田町所管の施設において活用する。それ以外の端末については、業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：290台

○処分方法

- ・教育情報システム保守委託業者に、データ消去を依頼し、学校・公共施設で再利用：20台

- ・資源有効利用促進法の製造事業者にてデータ消去・再使用・再資源化を委託：270台

○スケジュール（予定）

| | | |
|---------|-------------------------|---------|
| 令和7年12月 | 新規購入端末の使用開始 | 使用済端末保管 |
| 令和8年1月 | 再利用端末のデータ消去作業を依頼し、再利用開始 | |
| 令和8年5月 | 処分事業者選定 | |
| 令和8年8月 | 使用済端末の事業者への引き渡し | |